

## e-EFTACourt 決定（2017/C 73/09）

### [参考訳]

2017年10月1日  
明治大学法学部教授  
夏井 高人

Decision of the Court on the lodging and service of procedural documents by means of e-EFTACourt (2017/C 73/09) (OJ C 73, 9.3.2017, p.18-19) に基づき、翻訳を試みた。テキスト(英語版)は、下記の Eur-lex の Web サイトから入手した。EFTA 裁判所において用いられる言語は、英語が正式のものである。

[http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:E2017J0309\(01\)&from=EN](http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:E2017J0309(01)&from=EN)  
[2017年10月1日確認]

この e-EFTACourt 決定 2017/C 73/09（以下「e-EFTACourt 決定」という。）は、EFTA 裁判所手続規則に定める送達等に関し、その電子化のための特則を定める改正決定である。

e-EFTACourt 決定は、EFTA 裁判所に適用される。この決定に定める電子化された送達等と対応する欧州司法裁判所における手続は、欧州司法裁判所決定 2011/C 289/06（以下「e-Curia 決定」という。）で定められている e-Curia による提出及び送達の手続である。

e-EFTACourt 決定と e-Curia 決定とは、条文の体裁上もパラレルなものとなっている。

e-EFTACourt 決定は、前文及び条文の2つの部分で構成されている。この参考訳においては、前文及び条文の全文を訳出した。

前文は、非常に短い。前文の前後にある「[...]」の部分は、原文のままである。

この参考訳においては、原則として直訳とした。直訳のままでは日本語として意味の通らない部分や非常にわかりにくい部分に関しては、やむを得ず意識とした。

ただし、意識の語彙上の選択基準は、個々の法令の制定趣旨や当該法令の起草者の個人的趣味や歴史的変遷等を反映せざるを得ない部分があるので、個々の法令により一定せず、常に個別的なケースバイケースの検討が求められる。それゆえ、一般の英語教育上の慣例や翻訳家の慣例とは異なる訳となっている部分がある。

この参考訳は、あくまでも e-EFTACourt 決定の私的な和訳であり、関連分野の研究者のための参考として提供するものである。確定訳ではなく、現時点における検討結果の一部を示すものであるため、今後、必要に応じて改訂・修正が加えられる可能性がある。誤記等があるときは、随時、法と情報雑誌上においてその正誤を公表する。

この参考訳に訳注はない。

一般に、電子的な文書の提出及び送達においては、当該電子的な手段による電子ファイルの到達時期が常に問題となり、それは、特に、提出期限や送達後の期間計算の起算点の確定のために重要である。これらの点に関しては、夏井高人「電子機器を介した意思表示とその到達時期」判例タイムズ 652号 40～53頁(1988)において既に詳論したとおりである。

(この参考訳を作成する際に考慮した事項)

訳語の選択等に関しては、後掲 EFTA 裁判所手続規則の参考訳の冒頭部分、後掲 2016年改正欧州司法裁判所手続規則の参考訳の冒頭部分及び 2016年改正一般裁判所手続規則の参考訳の冒頭部分で述べたとおりである。

(訳出済みの関連法令等及び参考文献)

EFTA 裁判所手続規則の参考訳は、法と情報雑誌 2巻 10号 40～80頁にある。

2016年改正欧州司法裁判所規程の参考訳は、法と情報雑誌 2巻 9号 283～303頁にある。司法裁判所手続規則補足規則の参考訳は、法と情報雑誌 2巻 9号 304～314頁にある。2016年改正欧州司法裁判所手続規則の参考訳は、法と情報雑誌 2巻 9号 201～282頁にある。2016年改正一般裁判所手続規則の参考訳は、法と情報雑誌 2巻 9号 368～449頁にある。2013年改正一般裁判所手続規則の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌 2巻 10号 92～146頁にある。司法裁判所決定 2011/C 289/06 の参考訳は、法と情報雑誌 2巻 9号 450～453頁にある。一般裁判所決定(EU) 2016/2387 の参考訳は、法と情報雑誌 2巻 9号 454～472頁にある。法へのアクセス報告書の参考訳は、法と情報雑誌 2巻 6号 136～158頁にある。

この参考訳を作成するに際しては、上記各参考訳の冒頭部分に掲記した文献を参考にした。

\*\*\*

## e-EFTACourtによる手続文書の提出及び送達に関する裁判所決定

(2017/C 7 3/09)

裁判所は、  
手続規則、及び、とりわけ、その第32条第5項第2副項に鑑み、  
[...] 裁判所は、決定により、電子的な手段によって登録所に送付された手続文書が文書の  
原本とみなされる基準を定めることができるので [...],  
以下のとおり、定める。

### 第1条

「e-EFTACourt」として知られる情報技術アプリケーションは、この決定に定める要件に  
基づく電子的な手段による手続文書の提出及び送達を認める。

### 第2条

アプリケーションの利用は、個人利用者の識別子及びパスワードを要する。

### 第3条

e-EFTACourtにより提出された手続文書は、その提出を有効なものとするために訴訟代  
理人の利用者識別子及びパスワードが使用されたときは、手続規則第32条第1項第1副  
項の目的のための当該文書の原本とみなされる。その識別子は、関係する文書の署名を構  
成する。

### 第4条

e-EFTACourtにより提出される文書には、その文書に示される別紙及びその別紙の一覧  
表を添付するものとしなければならない。

e-EFTACourtにより提出される文書またはその別紙の認証された副本の提出は、必要と  
しない。

### 第5条

手続文書は、当該文書の提出を訴訟代理人が確認する時点で、手続規則第32条第2項  
の目的のために提出されたものとみなされる。

適正な時刻は、ルクセンブルク大公国における時刻である。

## 第6条

判決書及び命令書を含め、手続文書は、この方法による送達に訴訟代理人が明示で承諾している場合、または、訴訟事件の過程において、e-EFTACourtにより手続文書を提出することによって、この方法による送達に彼らが同意した場合、e-EFTACourtにより、当事者の訴訟代理人に対し、送達される。

手続文書は、この方法による送達を承諾した範囲内で、欧州経済領域協定の加盟国、EFTA 調査機関、及び、欧州連合の機関、組織、事務局または部局に対し、e-EFTACourtにより、これを送達することができる。

## 第7条

第6条に示す送達された文書の受信者とされた者は、e-EFTACourtにより、彼らに対して送達された文書に関し、電子メールによって通知を受ける。

手続文書は、受信者とされた者（訴訟代理人または彼の補助者）が当該文書へのアクセスを求める時点で、送達となる。アクセス要求がない場合、その文書は、通知の電子メールが送信された日から7日目の経過をもって送達されたものとみなされる。

当事者が複数の代理人または弁護士によって訴訟代理される場合、期限の計算で考慮に入れられる時刻は、最初のアクセス要求が行われた時刻とする。

適正な時刻は、ルクセンブルク大公国における時刻である。

## 第8条

記録官は、e-EFTACourtの使用条件を作成し、それが尊重されることを確保する。この条件に反するe-EFTACourtの使用は、関係するアカウントの非アクティブ化を帰結し得る。

裁判所は、e-EFTACourtを濫用または違法な使用から保護するために必要となる手立てを講ずる。

利用者は、彼らのアカウントが使用されることを防止する本条により執られる活動について、電子メールによって、通知を受ける。

## 第9条

この決定は、EU 官報上で公示された翌日に発効する。

2016年12月12日にルクセンブルクで行われた。